



事業者の皆さん、 「送り出し教育」を推進しましょう。

1 「送り出し教育」とは？

事業者は新しく入場する現場の状況を『送り出す前』に把握し、作業員の皆さんに教育を実施して安全に、良く、早く仕事を進めることが必要です。（安衛法第59条）

2 何時、実施するの？

受注したら、速やかに作業所長より「作業所資料」を取り寄せ、作業に入場するより前に実施してください。

雇入れ時の教育 → **送り出し教育** → 新規入場時教育 → 作業スタート

3 誰が実施するの？

事業者又は代理人（安全管理者、安全衛生責任者、職長等）が実施して、作業所長に【送り出し教育実施報告書】を他の安全関係書類とともに提出してください。

4 どんなことを教育するの？

- ① 工事の内容、作業手順、作業所の品質・安全・環境の方針及び目標、作業所ルール
早めに作業所長より送り出し教育資料（施工計画書、新規入場時教育資料等）
をもらってください。
- ② 安全衛生責任者、職長、作業主任者等有資格者の選任と役割を確認してください。
ヘルメット表示（なまえ、職長）を貼ってください。



職長

なまえ

新規

途中で入場した人は

+	会社		血液型
	氏名		

- ③ 作業手順の内容を全員に教育するとともに、リスクアセスメント（危険・有害要因の調査）を実施し、対策を立ててください。
..【リスクアセスメントを取り入れた関係請負人の月間安全目標】帳票参照..
- ④ 作業に必要な保護具の確認と点検を行ってください。
汚れたり、古いヘルメット・安全带等は交換する。作業身支度の指導。
- ⑤ 作業に持ち込む機械・器具・工具の点検と確認を行ってください。
電動工具に **手元注意ヨシ!** シールを貼ってください。
- ⑥ 産業廃棄物の分別と処理方法を教育指導してください。
必要に応じ、届出・処理契約書を整備してください。
- ⑦ 自らの下請負人に対し、同様の指導を実施してください。
- ⑧ 緊急事態発生時の連絡系統の整備と周知徹底を行ってください。

安全衛生スローガン

つみ取ろう危険の芽 達成しよう0災害